

平成29年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年2月9日(金)
招集場所	米子市役所 401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 8番 木村美紀委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	1番 足立寛隆委員 7番 大縄敬次委員 13番 高橋敦美委員
出席推進委員	佐々木知俊委員 山中春夫委員 三島通政委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 池口稔委員 高西早苗委員
事務局	池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 買受適格証明願に対する意見具申について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

議事開始 午後2時20分

議長（高西会長）

現地調査に引き続き、第7回農業委員会総会を開きます。よろしく申し上げます。

先ず、欠席の委員さんですが、足立さんと大縄さん、高橋さん、体調不良のため欠席でございます。

それと、後から来られる人は。

事務局（池口事務局長）

木村委員さんと大太委員さんがちょっと遅れると。

議長（高西会長）

木村委員さんと大太委員さんが、所要があつてちょっと遅れるということですので、そのうち来られるということです。

議長（高西会長）

わかりました。

そうしますと、第7回農業委員会総会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（高西会長）

それでは、議席番号16番の中本委員と議席番号17番の森中委員にお願いしたいと思います。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ、番号46の高島について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

はい。番号46の高島について説明させていただきます。

詳細は議案のとおりです。本件は譲渡人の所有する農地について、今後規模縮小を考えておりまして、隣地で耕作している譲受人さんと話をしまして、売買によって農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は85アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

46番の議案について説明します。内容は事務局の報告のとおりであります。譲渡人が高齢であるということで、規模縮小をしたいということから、譲受人との話し合いが行われて、この度の売買になったものです。私と田邊推進委員で現地を見ましたが、きちんと整備された田であったということで、地元委員としては何ら問題ありませんので審議をお願いしたいと思います。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

議長（高西会長）

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号47の大篠津町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号47の大篠津町について説明します。詳細は議案のとおりです。譲受人は平成30年、この春からですね、新規就農される方となっております。この度、研修先からの紹介でこの農地を売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積ですが、議案で〇〇さん、耕作面積ゼロとなっておりますが、18ページをご覧くださいませ。農地を持ってないということで、今回、議案18ページ2-7と2-8、今月の利用権設定ですね、そちらが20アールありまして、それと今回の売買で6アールありますので、合計26アールとなり、下限面積を満たしております。3条の許可日ですが、利用権設定の開始日と同日、3月1日ですね、で行う予定です。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたのでご審議

お願いします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

角農業委員

説明します。地番は大篠津町となっていますが、校区としては崎津校区になります。米川の西側、美保中学校の側です。1月30日に地元の本池委員と現地を確認しました。道沿いのいい場所で、ハウスを建てたいという希望であります。新規就農の人は、〇〇で今年までネギを作っておりましたが、30年度から自分でネギを作りたいということで、この度、譲渡人と話がついたということです。隣に育苗ハウスが建っておりまして、農業するにはいい場所ではないかと思えます。本人は、〇〇の社長の信頼も得ておりますし、元〇〇に務めていたとのことで、農薬・資材に詳しいということなので、期待できると思えますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

はい、事務局の方に質問があります。

新規就農というのは認定日がありますよね。それまでに農地は持つものなのか、認定されてから農地を持つものか、その辺を教えてください。

事務局（宅和事務局長補佐）

新規で認定される日までに農地を取得していたら、新規就農に認められないということを以前、聞いているところです。ですから、同時か認定日以後に取得することになるかと思えます。

田中農業委員

新規認定日以降に農地を取得するという事で理解していいですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

はい。

議長（高西会長）

他にありませんか。

公本農業委員

よろしいですか。関連ですけど、彼は認定日が2月1日付けで新規就農になっていますけど、それからネギ作るっていうと、苗床すると春先までかかり、それから苗を植えて、収穫が出来るのが10月後半から11月ですね。そういう流れになるのだけど、担い手の方にも言ったのだけど、奥さんがいるのだから苗くらい立てさせたっていい、その位融通きかせなくちゃ、皆、金ばっかりかけて皆辞めていくがと。その辺改良せんといけんわいと言ったのだけど、農業委員会としてもこの辺の事をね、行政に会長の顔でね、もうちょっと若手を側面的にかばうような事を考えてあげたらいいかなあと思うのですよ。これからまた出て来るのが、今回農業大学校卒業してこちらでネギを作るという人が4人位いるんです。彼らも同じ状況にあると思います。年間150万円補助があるとしてもね、彼は、去年新築住宅も建てているのだけど、ほとんど収入なしでね。そんなの俺達知らんわいというふうなのが行政の常なのだけど、せめて農業委員会位ね、新たに農業やる人にね、もうちょっとバックアップしてやった方がいいと思います。行政を動かすのは今のところ農業委員会しかないですよ。市議員なんて全く無能だから、はっきり言ったら。何回言っても言うこと聞いてくれないのだよね。新規就農者を、それこそ農業新聞なんかにも、どこそこ農業委員会が就農者支援をしたとか云々とか、立派な事を書いているのですが、まあ眉唾もんだと私は思っただけですけど、少なからず米子の農業委員会は、こういう方や若手を支援してやったらどうかと思うのです。以上です。

議長（高西会長）

はい、わかりました。

池口推進委員

新規就農者っていうのは1か月にどのくらい金が出るのですか。

議長（高西会長）

ちょっと事務局。

公本農業委員

年間150万円が5年間出ます。

池口推進委員

それ以外の機械を買うときなんかは、最大いくらまで出ますか、その金は。

公本農業委員

規模によってねえ、300万円未満で50パーセント、600万円未満で半額の300万円を補助するというような制度です。何年か前まではそうでした。

議長（高西会長）

事務局で池口委員が質問されたことで、わかるへんかや。

事務局（宅和事務局長補佐）

今、ここではわかりません、農林課に聞かないと。

公本農業委員

新規就農者はねえ、県に言っても聞かんだけど、25馬力のトラクターしか支援せんとかね、25馬力で畑をどうするだと。

池口推進委員

何で25馬力までって。

公本農業委員

そういう規定を設けているということです。と言って、県会議員も市会議員もJAも誰も何も言わんのだがね。こんなおもちゃみたいなトラクターを買わせてどうするのって、俺は言うのだけどね。22馬力のトラクターでね。池口さんわかりますよね、おもちゃみたいなものです。50馬力、60馬力までは必要ないのだけど。

議長（高西会長）

あの、まあわかりました。それで今考えたけど、委員さんもあんまりわからん人が多いと思います。それで、機構にもう一度きちんと委員さんと推進委員さんに寄っていただいですねえ、もう1回、皆がようわかるように説明してもらって、皆さんが良く理解していただいで、そうして公本さんが言われるように、農業委員会として推進委員さんも含めて、行政にそういう要望をして、新規就農者の方が安心して就農できるようにお世話していけたらなと思っておるところです。どうでしょうか。

（いいと思うとの声あり）

そうすると、わたしの方からも機構の理事長に言いますけど、事務局もそういうことを文書にして、そうして機構にお願いしておいでください。

事務局（池口事務局長）

はい。

議長（高西会長）

それなら、そういうことにしますのでよろしくお願いします。

それで理事長が言われていたのが、新規就農者で3割から3割5分位が途中で頓挫してしまうというわけです。記憶が定かでないですが、5年以上を就農すれば、途中で止めても交付金なんかは返さなくてもいいけど、期間が経過して無い場合は返さないといけないというわけです。けども、知らないあいだに頓挫して、探してもわからなくて困っているというような話を理事長から聞きましたもので。その辺をよく機構から教えていただいて、そうして委員さんもよく理解していただいて、新規就農者の方を応援するように、途中で止められることのないように、そういう方に寄り添って、お世話してもらいますようにひとつよろしくお願いします。

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号6と7の夜見町について、一括審議いたします。それでは、担当委員さんから報告をお願いします。

泉農業委員

6番、7番については現地を良く知っている西村推進委員さんから説明してもらいます。

西村推進委員

6番、7番についてまとめて説明します。申請者は議案のとおりで、申請地は夜見町の畑、面積は1672平米と738平米です。申請者は、売電収入を見込んで太陽光発電施設を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しております。申請地は、住宅・公共施設が連たんしている区域内にあり、第3種農地に該当すると思われれます。転用については問題ないと思われれますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号86の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

この場所は彦名の郵便局の前にありまして、両サイドに家が建っておりまして、住宅にコの字に囲まれたところがございます。また、ここは水溜まりのようになっていて、畑としての価値はほとんどなくて、ここを埋め立てて家を建てたいということです。諸手続き等は事務局にきちんとなさっています。転用については問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号87の東八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

87番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は東八幡の田で、面積は1,790平方メートルです。申請者は、売電収入を見込んで、太陽光発電施設を計画したものです。箕蚊屋土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地に該当することから、第2種農地に該当すると思われます。

転用については問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。現地も田邊推進委員と二人で現地調査をしたところだす。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号８８の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

公本農業委員

この場所は、富益団地と言われているところの丁度入り口の畑で、この畑もほとんど転用されて、新たな住宅が建っていて、残っている一部分だす。申請者は市内に居住の方だすが、実家に近い場所がいいということで、この場所を選ばれて申請されたようだす。ほとんど宅地に囲まれているようだ、農地で利用するには家庭菜園程度しかできない状況だす。転用については問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号８９の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

山中推進委員

大縄委員からよろしく頼まれましたので、推進委員の私が説明します。８９番だすが、申請者は議案のとおりだす。申請地は河崎の畑で、面積は３３０平方メートルだす。申請人は、市内の借家に家族で生活していますが、自分たちの家を持ちたいと思ひ、祖父の所有地に

住宅建築を計画したものです。米川土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は水道・下水道の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設、教育施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても見込みがあると確認しています。転用については問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、9ページ番号90の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

はい。90番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は高島の田で、面積は2,684平方メートルです。申請者は、現在の従業員駐車場の場所に事業拡大のため、工場を建設する計画であり、その際に、従業員並びに新規雇用の従業員の駐車場確保が必要となったため、申請地に駐車場の整備を計画されたものです。箕蚊屋土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意も確認しました。申請地は他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われるのでよろしく申し上げます。現地も田邊推進委員と二人で現地調査をしたところです。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

事務局に聞いていいですか。

面積が2,600平方メートルと結構な面積のようですが、面積のこれ以上はいかんとか、こういう要件でこういう場所だから広い面積

でもいいんだよというような基準のようなものがありますか。

事務局（山本主幹）

各転用事業者といますか、やっぱりその必要性に応じて、どうしてもこの車の台数が必要とか、どうしても転用については無駄なスペース、要は広すぎても駄目ですし、まあ要件というのは実際のところございません。まあ、これだけのスペースが必要という事業計画でやっておりますので、この面積だとダメだよというような制限はございません。

吉澤農業委員

転用に関して面積制限はなくて、ただ単に使用目的に対して、その面積があっているかどうかということか。

事務局（山本主幹）

はい。

議長（高西会長）

事務局、ちょっと聞いてみるけど、これが3,000平方メートル超えれば開発許可は要りますか。

事務局（山本主幹）

駐車場ですので開発は要りませんが、常設審議委員会にはかかります。

議長（高西会長）

そうすると、そういうことを説明してください。そうすると質問された委員さんも他の委員さんもよくわかります。

事務局（山本主幹）

はい。

議長（高西会長）

吉澤さん、いいですか。

吉澤農業委員

はい。いいです。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号91の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

91番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は安倍の畑で、面積は338.74平方メートルです。申請人は総合病院勤務を経て、今日まで薬剤師をしておりますが、この度、安倍に医院開業の話を受け、是非お手伝いしたいと思い、申請地に薬局の開業を計画したものです。この申請地は、平成29年12月18日付けで駐車場として一時転用許可を受けましたが、2月で一時利用を終了し、後日一時転用終了届を提出される予定です。米川土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は水管・下水管の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われる。開発許可についても見込みがあると確認しています。転用については問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号92の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

公本農業委員

場所は、内浜産業道路の〇〇の入り口の信号から境港の方に向かって、4,5百メートル境港側に行った左側にあります。向かい側には、道路を挟んで〇〇があります。ほとんど、作付されてなく農地としての利用がなかったところです。申請者は、〇〇といいまして、昔、〇〇の専属の運送会社であったところです。〇〇の閉鎖に伴い、現在地に拠点を設け、運送業を営んでおり、現在100台以上の車両を保有して、駐車場が不足してきたことから、この農地の取得を申請されたものです。ほとんど耕作されてない農地でもありますので、転用については問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号93の高島について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

番号93について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は高島の田で、面積は2,128平方メートルです。申請者は、運送業を経営しておりますが、建設機械、大型車を所有され、増車の計画ということで、特に〇〇のチップ等の原材料の運搬量も増える一方ということで増車をしたいが、今の状態では狭いということで、隣接の申請地に駐車場の整備を計画したものです。箕蚊屋土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意も確認しました。申請地は住宅・公共施設が連たんする区域に隣接する区域でその規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用に

については問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。現地も田邊推進委員と二人で現地調査をしたところだす。

議長（高西会長）

ただ今、説明がありましたた、ご意見、ご質問等がござひますか。
そういたしますと採決をしたたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願ひいたします。
はい、挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。
続いて、番号94の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

山中推進委員

番号94の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりだす。申請地は両三柳の畑で、面積は213平方メートルだす。申請人は、市内の借家に家族4人で生活してはいますが、手狭になつたため、現在の住所に近い申請地に住宅建築を計画したものだす。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認してはおります。両三柳〇〇については、水道・下水道の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われまます。両三柳〇〇については、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんする区域に隣接する区域でその規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われまます。開発許可の見込みも確認してはおります。転用については問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がござひませんか。
そうしますと採決したたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号95の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

山中推進委員

番号95の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりだす。申請人は、市内の借家に家族2人で生活してはいますが、いつまでも

借家住まいともいかず、交通の便や環境も考えて、申請地に住宅建築を計画したものです。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。両三柳〇〇については、水道・下水道の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。両三柳〇〇については、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんする区域に隣接する区域でその規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可の見込みも確認しております。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号96の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

山中推進委員

番号96の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の畑で、面積は493平方メートルです。申請人は、申請地近くのテナントを借りて、夫婦二人で美容院を営んでいますが、今の借家が手狭となったため、子どもを育てながら美容院を出来る住居兼店舗の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。両三柳〇〇については、水道・下水道の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。両三柳〇〇については、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんする区域に隣接する区域でその規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可の見込みも確認しております。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、番号97の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

番号97の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で、面積は198平方メートルです。申請人は、市内の借家に家族二人で生活していますが、将来の親の介護を考え、実家近くの申請地に住宅の建築を計画したものです。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、水道・下水道の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可の見込みも確認しております。転用については問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続いて、11ページ、番号98の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

番号98の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で、面積は1,406平方メートルです。申請人は、隣地で駐車場を賃借している〇〇が、現在の駐車場では手狭になっていることや賃借期間が切れてしまうことから、申請地に駐車場の計画をしたものです。また、会社にも近く利便性がよいため、将来的に自社の建築資材を置けるということもあり、造成計画をしたものです。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。両三柳〇〇は、水道・下水道の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。両三柳〇〇について

は、500メートル以内に三本松口駅がある農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

いいですか。先ほどの分と関連しますけど、前、うちの近所で資材置場に転用したいという話があった時、たまたま、一筆ではなくて二筆合わせて思いついておられたのですけど、面積が広くてダメだよというのがあったのと、使用目的があれば面積はいくらでもいいよと彼からの話があったのですけど。例えば家を建てる場合は、農家であれば一反と限定があったように聞いていますが、そういった意味の事も含めて限定はないですかと聞いたのですけど、駐車場だったらいいわけですか。資材置場でもいいのですか。

事務局（山本主幹）

農家住宅なら1,000平米、一般住宅なら500平米を目安にとありますけど、駐車場、資材置場はどうしてもその面積が必要だということでしたら、それに応じて申請してもらいますけど、仮にその面積は必要じゃないのではないかということに関しては、きちんと分筆してくださいとかって指導をします。ただ、配置図とかでこういう図面で、車が何台あって、こういう面積が必要ですよというふうに申請いただいておりますので、必要な分に対しては、その分の面積で申請できるという、はい。

吉澤農業委員

例えば農家でも、屋敷の中に乾燥場とか色んなもんを付けてやるよというときには、それは、1反以上でもいいですか。

事務局（山本主幹）

あくまでも、以上と言いますか目安です。若干超えてしまうときには、配置図とかで超えてしまうのでということで、後は上物が建ちま

すので、後、農家住宅に限らず開発の方で通るか通らないかともありますし、どうしてもやっぱり、この面積が必要ってことで申請を受けましてという形になります。

角農業委員

その関係で調整区域では、例えば大崎の方では、医院が建つときに駐車場を含んで2反ほど借りたいということだったんだけど、どこかの指導で1反以内にしなさいと言われて1反にして、その駐車場に関しては年を越して、また申請をし直すというようなことを聞いたのですが、そういうようなことはないですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

1, 0 0 0 平米で区切ったという話は、開発許可の基準の方の問題になるかと思います。1, 0 0 0 平米を超えると手続きが難しくなるという話であったと思います。

議長（高西会長）

池口委員さんは知っていると思うけど、淀江で、〇〇の横で農振外して住宅建てておられるけど。それで一部は畑地にして残したのです。いくら以上はいけんとかあったと思います。それで今、山本君が説明したけど、わかりにくいと思います。例えば、農振に入っているところに農家住宅を建てる場合はいくらまででどうだとか、それから調整区域であったらどう、第2種農地だったらどう、第3種農地であったらどう、とすることを、後日でもいいので、わかり易くちょっと文書にして、委員さんに配布してあげてほしい。

事務局（山本主幹）

はい。

議長（高西会長）

わからなかったら、また事務局で色々確認して、農振に入っているとか、調整区域とか、あるいは第1種だ、第2種だと色々あるけど中々

わかりにくいと思います。それで、法律によってはフリーでいくし、法律によっては規制があるし、農家であってもというな。今言われるように、同じ農家でもそれは耕作状況によって違うだろうけども、農舎の大きい物を持たれる人もあるだろうし、小さくてもいいだろうし。それをちょっとわかり易いように解説して、ちょっと配ってあげてください。やっぱりよく理解していただいてわかりましたと言って欲しいです。事務局の方でわかり易いようにしてもらいますので。事務局でわからんことは無いと思うけど、わからんところは農業会議に聞いたり、県に聞いたりして。

事務局（山本主幹）

はい。

議長（高西会長）

よろしく頼みます。他に。

田中農業委員

これは、〇〇さんがやって〇〇さんが借りるということですか。

事務局（山本主幹）

その通りです。5年契約で、賃貸契約書もいただいております。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号99の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

番号99の両三柳について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は両三柳の田で、面積は250平方メートルです。申請人は、市内の借家に家族二人で生活しておりますが、手狭になってきたため、主人が店を借りて美容室を経営していることもあり、店舗付き住宅の建築を計画したものです。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、水道・下水道の埋設された道路沿いの区域で、500メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可についても見込みがあることも確認済みです。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしませぬと採決したいと思ひます。異議のなひ方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということて異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号100の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

中本農業委員

番号100の尾高について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田で、面積は1,914平米です。申請人は、米子市尾高において測量業を営んでおりますが、この度、自社の敷地内の一部が主要地方道淀江岸本線の拡幅により、収用されることになり、収容される部分は、これまで駐車場や資材置場に利用していた部分です。お手元にあります案内図の12番です。〇〇の方に淀江岸本線が走っておりまして、申請者の測量業者はその下の色の部分でございませぬ。測量業者の後ろの網がかかっている部分1,914平米を拡張しようとするものでございませぬ。駐車場等も不足することになりますので、隣接している農地に駐車場、資材置場の整備を計画したものです。現地については、尾坂推進委員さんと二人で確認しております。申請者は、今後事業を拡大して、電気・電子業に取り組む考えを持っており、新たにケーブル、電柱等を置く計画にもなっております。その他、来客用の駐車場としても利用します。隣接耕作者の同意は確認済みです。排水同意書ですが、水利組合からいただいております。土地改良区は該当ありませぬ。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんする区域に隣接する区域で、その規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可につい

ては不要であることを確認しております。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号101の淀江町西原について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

池口推進委員

番号101の淀江町西原について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町西原で、淀江の〇〇や〇〇の近くです。面積は89平方メートルで、申請地の周りには、現在みんな家が建っています。申請地の畑は道路の奥にあり、人の土地を歩いて入らないといけん所です。そのため、本人も一回も現地に行った事がないそうです。それで、今回買う人が買わせてくれと電話したところ、うちも困っているんで、あげるんでそっちで登記してくださいということでした。転用目的は、簡単に整備してネットを張ってね、子どもが野球をしているし、親も野球とソフトボールのチームに入っておりまして、野球の練習場として活用したいということです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しております。土地改良区は該当ありません。開発許可も不要であることを確認しています。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号102の淀江町佐陀について審議します。わたしが担当委員ですので説明いたします。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町佐陀の畑で、面積は1,047平方メートルです。申請人は、〇〇のあっせんによって〇〇の人が取得されて、共同住宅を建てら

れる予定です。この地域は大型店舗やＩＣ関係の会社とか色々何で非常に人気のある地域の場所です。周辺に農地はなくて、隣接耕作者の同意は要りません。実行組合の排水同意も確認しております。土地改良区は該当ありません。申請地は、上下水道の埋設された道路沿いの区域で、５００メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第３種農地に該当すると思われます。開発許可は、非線引き都市計画区域であるため、不要であることを確認済みです。転用については問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

ただ今の説明で、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、１２ページ議案第４号をお願いします。

買受適格証明願に対する意見具申について、下記証明願について、農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知により、買受適格証明願に対する意見を具申するとともに、証明書の交付を受けた者が、買受人となった場合には、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。

それでは１３ページ番号１、長砂町について審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

本件は、米子市税の滞納により公売が行われる農地について、入札の資格を得るために、買受適格証明の交付を求めているものです。詳細は議案のとおり、別紙のとおりです。申請地は長砂町の田で、面積は３３３平方メートルです。申請者は、建築資材の販売や不動産業を営んでいます。この度、申請地の前面道路の幅も５メートルあり、資材置場に適地であると考え、本申請に及んだものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も出ております。土地改良区の受益地でないことも確認しています。申請地は、上下水道の埋設された道路沿いの区域で、５００メートル以内に複数の医療施設がある農地であるため、第３種農地に該当すると思われます。本件申請者が買受適格証明を受け、入札して落札した場合、改めて農地法第５条の許可申請が出てきますが、その際は、許可相当と意見を付して鳥取県へ進達してよいかについてもご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

委員さんで何か。

小西農業委員

特にありませんけど、場所は米子方面から181号を行って、〇〇や〇〇さん、あそこを左に入った右側です。

まあ、適しているでしょう。地図を見てもらうとわかりますが、周りはほとんど住宅になっています。隣接地、後ろなどは耕作放棄地と言いますか、草がぼうぼうとなっている状態です。そういう所です。

議長（高西会長）

事務局、一口に言うと、この人が税金払いならんで、押さえて競売にかけるとのことだろ。そんな具合に、もうちょっと、皆が理解しやすいように。

何か、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、買受適格は適当である旨の意見と証明を受けた者が買受人となって5条許可申請を提出した場合は、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、14ページ議案第5号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、17ページ番号2-1及び2-2を審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

17ページ番号2-1及び番号2-2は再設定です。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

続いて、番号２－３を審議します。関係者の森中委員の退席を求めます。

（森中委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

１７ページ番号２－３は再設定です。

これは、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。森中委員の着席を求めます。

角農業委員

質問があります。利用権設定の期間は１年とか２年とか３年とか５年とか色々ありますが、基準がないですか。

事務局（宅和事務局長補佐）

１年、２年、３年とかの基準はありません。お互いの話し合いで決められることとございます。最長は５０年までということになっています。果樹栽培を念頭におきまして、５０年までできるようにされたところです。

議長（高西会長）

それですねえ、新制度になって皆さんが委員になられる以前の時からですけど、期限が来たときは個人でせずに、機構の中に入れて、そうして最低が何年だったか、10年だったか。まあ、出来るだけそういう声を聞かれたら、機構を通して受け手と出し手と話を進めてあげるように色々お世話願ってと思います。それは、個人でやるとトラブルが起こったときに中々言いにくいと思うですわなあ。それはどんなときにトラブルが起きるかという、うちの近所でもありますけども、管理が悪くて、草が生えていたり、泥上げはせんというようなことでね。近隣の人は、借りとる人に言われずに地権者に言われるのですが。そういうようなことで、機構が中に入れてきちんとした貸借の条件を言って、それに従わんとときは指導して、尚且つ、従わないときには年の途中でも返しもらって、そうして迷惑がかからんようにされますので、出来るだけそういうときには、そんな具合にしてお世話願ったらと思っておりますので、その辺も合わせてお願いしたいと思います。

（森中委員着席）

続いて17ページ、番号2-4から24ページ番号2-32まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

17ページ番号2-4は再設定です。18ページ番号2-5及び番号2-6は再設定です。番号2-7及び番号2-8は、借受人の希望による貸付です。19ページ番号2-9から番号2-12は再設定です。20ページ番号2-13及び番号2-14は再設定です。番号2-15は借受人の希望による貸付です。21ページ番号2-16及び番号2-17は貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。番号2-18から22ページ番号2-20は再設定です。番号2-21は貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。番号2-22及び番号2-23は借受人の希望による貸付です。23ページ番号2-24は借受人の希望による貸付です。番号2-25及び番号2-26は貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。番号2-27から24ページ番号2-29は再設定です。番号2-30及び番号2-31は借受人の希望による貸付です。番号2-32は貸付人が耕作不便、低生産のため貸付けるものです。

以上、番号2-4から番号2-32は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、26ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号2-1から34ページ番号2-44までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

26ページ番号2-1から34ページ番号2-44まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

番号2-1から番号2-44まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

池口推進委員

会長、いいですかいね。5年って書いてありますけどねえ、5年というのは何かメリットがありますか、借りた者は。

事務局（宅和事務局長補佐）

あの、借りた人ではなくて、貸し付けを行った人にメリットがあるかどうかということでございまして、10年が基本で協力金が受けられるということになります。

池口推進委員

5年は。

事務局（宅和事務局長補佐）

5年ではありません。

池口推進委員

10年にすれば問題ないか。

事務局（宅和事務局長補佐）

必ずもらえるかという、担い手さんの土地の位置とかにもよりますので、一概に10年貸したからといって、協力金がもらえるというわけでもないです。

公本農業委員

ちょっと、いいですか。5年と10年ですが、既耕地でしたら耕作されている方が、農地があるから借りてくれんかということであればいいですけど、私の場合はほとんどが耕作放棄地で、5年位だとね、ようやく畑が出来たなあという位だから。5年経ったから返してくれって言われたら、それは投資した分だけが損になります。だから同じ耕作放棄地であっても、ちょっと荒れた農地であったら、普通の畑に戻すのに3年はかかりますから。ついでですけど、耕作放棄地を云々という話がありますが、まあそれを一生懸命言われる人はやったことが無い人であってね。ランニングコストが相当かかりますからねえ。耕作放棄地に指定された農地を開発する場合はね、ランニングコスト部分位は、継続して補助できるようにされた方が後々いいと思いますよ。ランニングコストが凄くかかりますから、耕作放棄地を整備してやると。雑草の量にしてもね、色んな野ネズミやモグラや見たことも無いような動物もおりますしね。

議長（高西会長）

まあ、機構をかませた方が、きちんと機構の費用で何しますので、そんな具合で、そういう相談を受けられたらそのようにですねえ、お

世話願えたらと。わからない事や何かあったら事務局に取りあえず言って、事務局も必要なら機構からも来てもらって、受け手と出し手との中に入れてもらって、その辺を色々とお世話願ったらいいいじゃないかと思えますけども。池口さん大体わかりましたかいねえ。

池口推進委員

はい、わかりました。

議長（高西会長）

他にないですか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続いて、番号２－４５について審議します。角委員の退席を求めます。

（角委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

３４ページ番号２－４５は地権者の意向による貸付です。

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。角委員の着席を求めます。

（角委員着席）

続きまして、34ページ番号2-46から35ページ番号2-50を審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

34ページ番号2-46から35ページ番号2-50まで、番号欄鍵括弧内に中間管理権取得理由が記載してあります。また、ページの上から2行目に、理由別件数を記載しております。Aは地権者の意向によるもので32件、Bは相對の契約から中間管理事業への切替で18件でございます。以上、番号2-46から番号2-50まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続いて38ページ議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、39ページ番号1から46ページ番号16までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。39ページ番号1から番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。40ページから42ページの番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号6及び番号7は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。43ページ番号8及び番号9は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。44ページ番号10から番号12は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。45ページ番号13から番号15は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。46ページ番号16は、新規就農者で初めての配分です。以上、番号1から番号16までの選定理由でご

ざいます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

三島推進委員

すみません、12番の件について。〇〇の分ですが、うちも前にも世話したことがありますて、よく話をするんですが、今回、この件については、私に1回もその話がないですよ。知らないうちに農林課の方から、地権者の方にこの土地をどうしますかとか、〇〇が借りたいと言ってますがというので。まあ、地権者の方はご存じだろうと思いますが、私、地元の委員としては情けなくてねえ、その話が無くて。

議長（高西会長）

事務局何かわかっている事があれば。事務局に農林課から話があったか。

事務局（河野主幹）

議案をもらった時には、特に説明はなかったですし、特に・・・。

三島推進委員

太刀原さんっていう方から、来られますからということを知っていたので、去年の11月の事です。その後一向に、ちょっと待っていませんけど。

議長（高西会長）

まあ、今ここで農林課長呼んでどうこう言っても時間経つだろうけん、今、三島委員さん言いなつたことを農林課長に言って・・・。

議長（高西会長）

今、三島さんが言われたような事を、お世話する時ばかり都合のいいことと言って、そうして、途中でそんな具合になるならなるで、きちんと説明をして、色々お世話になった委員さんに納得してもらわんとなあ。都合のいい時ばかり利用して、つまはじきでは、それは、三島さん言われるように。それでちょっと調べて。

事務局（池口事務局長）

農林課長に伝えて善処してもらうように。

森中農業委員

いいですか。今、12番だけの話になってしまっているのだけど、これ全体的にどんなシステムに、どんな話になっとるわけですか。委員さんから話があって、12番だけの話になっているけど、全体としてどんな事になっとるわけ。

中本会長職務代理

いいですか。今、中間管理機構が相手方を探してあてがいますわねえ。そのときに農業委員さんとか何とか関係なくして、直接農林課の方が、手を挙げた人と貸借を結ぶというような事で。

事務局（宅和事務局長補佐）

すみません、この件に関しては、農林課と話をしまして、次回、報告させていただきたいと思います。

議長（高西会長）

あの、それで他のは継続ですから問題ないと思いますが、三島さんの言われたのは、続いてだと思うのに、途中であの〇〇に途中から、あのそっちの方に貸与されるのなら経過を言って、こういうことですからということでなければいけないと思います。

三島推進委員

あの、前回の時はですねえ、農林課の方から、長尾さんでしたっけ、安倍の方で農地を算段してもらえないでしょうかということで伺っておりましたが、今回は直に地主さんの方に行かれたものですから。

議長（高西会長）

あの、その時に借りちょうなった人はどんな・・・。

三島推進委員

いや、これは新規です、新しく。

議長（高西会長）

ああ。

中本会長職務代理

確かに貸し借りの通過点で、農業委員とかそういった格好の人に対して、話を通して貸し借りが成立するのか、それは確かに・・・。

三島推進委員

いや、ここの中で審議するのですが、知っってもおかしくないと・・・。

中本会長職務代理

ですから、審議するからまあ、農業委員さんはいいんですよ。貸し借りした中を再度ここで審議してくださいという恰好のスタンスで考えておられるのか、その辺を、我々もわからんようなところがありましてね。

公本農業委員

ちょっといいですか。体験上言いますとねえ、この利用権設定をやるようになったときは、借り主とか貸したい人と話をして、それで農林課にもらいに行つて、まあ当時、宅和さんがおられたんですけど、宅和さん、あそこを利用権設定するからということで、所定の手続きを踏むんですけど、農業委員にも何ら報告してなかったです。何故かと言ったら、利用権設定をしたことが、農業委員会の総会にかかつて、承認されて初めてこうかかるわけですから、貸し借りしたときには農業委員には言ってなかったです。それから今の状況で、担い手が云々つて言うんですけど、私は今日の議案にも載っていますけど、貸している人には全然顔を出さないですよ。書類送つとくので作つてよと、こういうのがまあそれなりのあれなのですけど、ただ、他の人や新規就農者に貸してごすところがあったら借りやいと。あるいは書類で貸したい人を募ったときに、借り手があったときに、その借り手に畑があるがどうかつて。だからねえ、ほとんど形式上の事ばかりです。いまだかつて、新規就農したこのタイミングで……。

議長（高西会長）

まあ、農林課にきちんと話をして、そうして何かトラブルが起きたときになあ、こっちに來たり何かはいけんけんきちんとして、そうして、今後もこんなことがあったらいけんので、その辺のことを口頭でなしとにきちんと書面で書いて、課長に言つて。わたしの方からは部長に言つておくので。

事務局（池口事務局長）

はい。

議長（高西会長）

そんな具合で……。

公本農業委員

農業委員に言つた事はない、利用権設定で。

角農業委員

16番のところですけど、ここは全部雑草地帯で、5反程ですけど、ここを借りたいということで、新規就農の〇〇君が私のところに来てましてですねえ、それで推進委員の松本さんと3人で農家を全部廻ったところです。それで了解を取って、農業委員会に出しますということで、確か矢倉さんが代表で農業委員として印を押して、出して5反が今回まとまったということなので、一応まあ、大崎の件については、農業委員、推進委員が絡んでこれだけまとまったということを一応報告しておきます。

田中農業委員

いいですか。2年程前ですが、担い手の方でこういった類の話をしてしまうと、中間管理機構に出してしまうと地権者も借りる人も関係ないと、そういうふうに中間管理機構では全部言っているんだと。地権者の意向とか借り手の意向は聞くけども、それは関係ないですという事をはっきり言われましたからね。ですから中間管理機構がある程度、そういうような権限を握っているのですから。だから無視してやっていると思いますよ。

議長（高西会長）

それは、ちょっと機構に言っておかないといけんなあ。

角農業委員

そうですねえ、貸す人も一緒にいた農業委員の人の顔を見て、あなたなら、ということで貸しているわけですよ。機構という名前で貸しているのではないです、農家の人は。

議長（高西会長）

さっきも言いましたけど、機構が中に入ることによって、農地で色々なことを避けるために中に入れてもらって、こうね。ただ、きちんと地区の委員さんには説明してもらっとかんとねえ。

田中農業委員

それは、確かに必要だと思いますよ。

議長（高西会長）

ええ、わたしもこの件については、次長に言うておきます、その辺をねえ。

角農業委員

どうしても、機構にいかずに農業委員に来ますけどねえ。

議長（高西会長）

一番大事なところはそこです。地元の農業委員さんと最適化推進委員さんにはよく話して、理解してもらっておかないといけんと思えます。

森中農業委員

市の農林課の考え方、中間管理機構の考え方、その辺を整理して次期総会にきちんと報告していただきたいと思えます。

事務局（池口事務局長）

それぞれちょっと伺ってみて・・・。

議長（高西会長）

冒頭言ったような、委員さんもわからん事があって、機構に言うて教えてほしいという事を言うて、その時に色々質問してもらって、そうしてわからんことはよく聞いて、理解してもらって、機構の気が付かんところも。次長みたいに機構の中にも色々職員がおって、苦情言わないいけない者もおるみたいですので、その辺はそんな具合に。

事務局（池口事務局長）

はい。

議長（高西会長）

その説明の後、意見交換をしてこんな事があるということ。

事務局（池口事務局長）

はい。新しい制度になって、機構とかと連携を取って、農業委員さんも推進委員さんも。やっていく事になって運営していると思っ
ましたので、ちょっと、私ども勉強不足で申し訳ありませんでした。ちょっとその辺調整させてもらいたいと思います。

議長（高西会長）

それなら、そんな具合にさせていただきますので。事務局はスピード感を持ってやってもらわないといけません。

事務局（池口事務局長）

はい。

議長（高西会長）

はい、他に意見。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて46ページ番号17を審議します。関係者の泉委員の退席を求めます。

（泉委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

46 ページ番号17の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。泉委員の着席を求めます。

（泉委員着席）

続いて47 ページ番号18を審議します。関係者の公本委員の退席を求めます。

（公本委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

47 ページ番号18の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。公本委員の着席を求めます。

（公本委員着席）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（宅和事務局長補佐）

報告いたします。50ページ（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、51ページから52ページの、すみません（1）と表示していますが（2）の間違いですのでご訂正願います。それでは、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、8件を受理しています。

次に、53ページから54ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、10件を受理しています。

次に、55ページから56ページ（4）非農地転用現況証明について、7件を証明しています。

次に、57ページ（5）農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

報告は以上です。

議長（高西会長）

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（宅和事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（高西会長）

どうもご苦労さんでした。

閉　　会　　午後4時38分